

令和8年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会（要約表記）

【日 時】令和8年8月5日（水）午後2時30分～4時

【場 所】豊田市役所 東庁舎6階 教育委員会会議室

【出席者】

（委員）※委員名は五十音順

安藤 弥生（こども相談課 課長）

稲葉 佳生（保護者代表 豊田市立猿投台中学校父母教師会副会長）

今田 良人（豊田市立井郷中学校 校長）

岩井 武彦（豊田市立西保見小学校 校長）《副会長》

大羽 文美（地域住民代表 子ども食堂・学習塾龍の子代表）

梶 久尚（豊田市青少年相談センター 所長）

久綱 大如（愛知県立豊野高等学校 校長）

近藤 啓史（こども・若者政策課 課長）

佐々木 弥生（名古屋法務局豊田支局 総務課長）

杉田 勝（学び体験推進課 指導主事）

谷村 貴浩（愛知県豊田警察署 生活安全課長代理）

松永 聡（豊田加茂福祉相談センター センター長）《会長》

森 智昭（保護者代表 豊田市立加納小学校 PTA 会長）

米津 直樹（とよた子どもの権利相談室 子どもの権利擁護委員）

（事務局）

水野 美和（学校教育課長）

清水 昭子（学校教育課 副課長）

堀 英太郎（豊田市青少年相談センター 主幹）

太田 有香（豊田市青少年相談センター 指導主事）

川合 陽介（豊田市青少年相談センター 指導主事）

中西 裕也（学校教育課 指導主事）

熊谷 等（豊田市教育センター 指導主事）

開会

事務局

- ・令和8年度 豊田市いじめ問題対策連絡協議会を開会する。
- ・本協議会は、「豊田市いじめ防止等に関する条例」に基づいて今年度より開催される。条例では、市、学校、保護者、こども、地域住民、事業者が基本理念を共有し、互いに連携しながらいじめの防止等に取り組むこと

を理念として掲げており、本協議会は、関係する皆様の連携強化を図ることを目的とする。

- ・本日は、傍聴の方が2名いらっしゃる。また、会議録は市のホームページに掲載する。

1 教育委員会あいさつ

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | ・はじめに、豊田市教育委員会 岸本教育監がごあいさつを申し上げる。 |
| 教育監 | ・日頃から、豊田市の子どもたちのために、いじめ防止の推進にお力添えをいただき感謝申し上げます。 |
| | ・第5次豊田市教育行政計画のめざす学びの姿の第一が、「自分を大切にし、他者を尊重する」。かけがえのない命と心を守り、多様な個性や立場の違いを認め合いながら、誰もが安心して学び、育つことができる環境の実現を目指している。 |
| | ・本協議会では、皆様の所属機関でのいじめの防止等に関する取組等を共有し、より実効的なものとなるよう話し合うとともに、各機関の連携を深めていただきたい。 |

委員の委嘱

- | | |
|-----|---------------------------|
| 事務局 | ・委員の委嘱を行う。名簿の14名の方に委嘱をする。 |
|-----|---------------------------|

2 各委員自己紹介

- | | |
|-----|---------------------------------------|
| 事務局 | ・続いて、委員の皆様にご自己紹介をしていただく。
(各委員自己紹介) |
|-----|---------------------------------------|

3 会長選出・あいさつ

- | | |
|-----|--|
| 事務局 | ・続いて、会長及び副会長の選出を行う。運営要綱に互選により定めると規定があるため、委員の皆様から推薦をいただきたい。 |
| 委員 | ・会長に松永委員を推薦する。児童福祉分野に高度な専門性があり、いじめ問題の背景となる家庭的・社会的要因に対して適切な助言がいただける。
また、副会長には学校関係から、岩井委員を推薦する。 |
| 事務局 | ・委員の皆様の意義はないか。 |
| 委員 | (異議なし) |
| 事務局 | ・会長は松永委員、副会長は岩井委員にお願いする。
・松永会長に就任のあいさつをいただく。 |
| 会長 | ・本協議会は、いじめの防止等に関係する各団体の連携を図るために、協議を行うことを目的としている。子どもたちが、どこでも安心して過ごせる |

よう、いじめは絶対に許されないという共通認識のもと、お互いにそれぞれの機関の役割を理解し、連携して取組を進めていく。

- ・今年の4月に「豊田市いじめの防止等に関する取組の計画」が策定された。本協議会では、この計画の進捗報告を受け、皆様の意見をいただく。各機関・団体のいじめ防止等の取組がより充実し、子どもたちが安心・安全に生活できる社会の実現に近づくことを願っている。

4 報告

(1) 豊田市のいじめの現状について

- | | |
|-----|---|
| 事務局 | ・ここからの進行を会長にお願いする。 |
| 会長 | ・(1) 豊田市のいじめの現状について、報告をお願いする。 |
| 事務局 | (資料に基づいて説明) |
| 会長 | ・ご質問はあるか。 |
| 委員 | ・未解消件数が翌月の継続件数となるとの説明だが、件数の違いのある月がある。 |
| 事務局 | ・学校からの報告に基づいて記載しているが、報告漏れなどにより後から修正した部分がある。訂正して示すべきだった。 |

(2) 各団体のいじめ防止等に関する取組について

- | | |
|----|-------------------------------------|
| 会長 | ・(2) 各団体のいじめ防止等に関する取組について、報告をお願いする。 |
|----|-------------------------------------|

①教育委員会の取組

- | | |
|-----|-------------|
| 事務局 | (資料に基づいて説明) |
|-----|-------------|

②学校の取組

- | | |
|--------|-------------|
| 西保見小学校 | (資料に基づいて説明) |
| 井郷中学校 | (資料に基づいて説明) |
| 豊野高校 | (資料に基づいて説明) |

③子どもの権利相談室の取組

- (資料に基づいて説明)

④豊田加茂児童・障害者相談センターの取組

- (資料に基づいて説明)

⑤名古屋法務局豊田支局の取組

- (資料に基づいて説明)

⑥豊田警察署の取組

- (資料に基づいて説明)

⑦こども・若者政策課の取組

- (資料に基づいて説明)

⑧学び体験推進課の取組

(資料に基づいて説明)

⑨こども相談課の取組

(資料に基づいて説明)

5 意見交換

- | | |
|----|--|
| 会長 | ・ご質問・ご意見はあるか。 |
| 委員 | ・相談する選択肢がたくさんあるが、子どもはどう選ぶのか。先生、親、その他の相談先という順になると思うが、何か指標のようなものはあるか。 |
| 委員 | ・「子どもの権利プログラム」では、相談先を子どもに紹介している。プログラム実施後、相談件数が増えるという傾向もある。 |
| 委員 | ・Web サイトを見て、上から順に相談するというパターンもある。受けた施設が、他へつなげるというケースもある。本施設でも、相談窓口を記したカードを作成している。 |
| 委員 | ・教育委員会でも、相談窓口を記したカードを作成し、配付している。小学生はランドセル、中学生以上は生徒手帳などに入れるようにしている。また、「先生たすけて」のアプリを開くと、相談窓口が表示されるようにしている。 |
| 委員 | ・法務局でも「LINE 人権相談」のカードを作成し、配付している。 |
| 会長 | ・いかに相談を吸い上げるかについて、意見をもとに今後の施策に生かしてほしい。 |
| 委員 | ・校内はあとラウンジについて、あまり使っていない学校もあるようだが、どのような基準があるのか教えてほしい。 |
| 委員 | ・教室へ入りづらい不登校児童生徒が使用する、というのが一つの基準。ただ、不登校に限らず、教室へ行きづらい子が使えるように、学校で判断して対応している。教育委員会としても、マニュアルを作成し、適切に使用できるようにしている。 |
| 委員 | ・保護者に対する教育をどのように考えているのか。学校へ任せることではないが、保護者の教育にも取り組む必要がある。PTA でも、保護者に対する取組を行っているがなかなか参加率が上がっていない。ぜひ、保護者にも一緒にいじめ問題について学んでもらえる機会がもてるとよい。 |
| 委員 | ・居場所で子どもと1対1に近い体制での支援を行っているが、家庭内の問題や学校内の問題などさまざまな悩みを打ち明けてくれる。相談した後、どうなるのか分からないと相談できないこともあるのではないかと感じる。心を開ける居場所が、学校や家庭以外にもあるとよいと感じる。マニュアルを提供していただくなど、悩みを抱えた子どもとどう接すればよいかわかるようにしてほしい。 |

ていただける機会があるとよい。

会長

- ・貴重なご意見をいただいた。子どもの声をどう掬っていくかについて、検討をお願いしたい。
- ・以上で、予定していた議事を終了する。今日の協議でいただいた意見を、「豊田市いじめの防止等に関する取組の計画」に反映させるようお願いする。

事務局

- ・次回協議会の日程についてお知らせする。今年度は今回の1回のみの開催となる。来年度の会議日程は改めて調整し、詳細がきまったらすぐにご連絡させていただく。また本日の会議録は事務局が作成し、会長の確認後、市のホームページで公表する。

閉会

事務局

- ・以上をもって令和8年度 豊田市いじめ問題対策連絡協議会を終了する。